

有料老人ホーム設置に係る手続きフロー図

【留意事項】

※県の提出先は、健康福祉部高齢福祉課施設整備係（058-272-8517）です。

※岐阜市、中津川市、各務原市、揖斐川町、白川町及び東白川村内に設置される場合は、それぞれの市役所又は町村役場にて手続きを行っていただくことになっておりますので、各市町村にお問い合わせ願います。

※介護付き有料老人ホームの場合は、特定施設入居者生活介護の指定を受ける必要がありますので、別途、県事務所・岐阜地域福祉事務所に特定施設入居者生活介護事業所の指定を申請してください。

順 序	当 事 者	事 項
事前相談	設置予定者→県	必要に応じて事前相談（立地場所、施設概要、設置手続き等）
①事前協議（市町村）	設置予定者→市町村 （事務処理要領第2条）	市町村との事前協議（立地場所、設置趣旨、施設概要等） ※介護付き有料老人ホームの場合、当該市町村の介護保険事業計画との整合性について十分な協議が必要です。
②関係官庁との協議 及び地元住民との調整	設置者→所管官庁 設置者→地元住民	- 開発許可等に係る所管官庁との事前協議 - 所轄消防署の消防法令関係の指導 - 地元住民との調整 （設置運営指導指針2(6)及び(7)参照）
③事前協議（県）	設置予定者→県 （事務処理要領第3条第1項 及び第2項）	県へ事前協議書（1部）提出 ※建築確認申請前に行ってください。 ※県において、設置の計画が設置運営指導指針及び関係法令に定める要件を具備しているかどうか、また市町村長の意見においても問題ないかどうか等について審査します。
	県→設置予定者 （事務処理要領第3条第4項）	審査終了後、県から設置予定者に事前協議了承を通知
④建築確認等	設置予定者→各所管庁	設置予定者が開発許可、建築許可、建築確認等の手続きを実施
⑤着工	設置予定者	
⑥設置届	設置予定者→県 （事務処理要領第5条第1項）	設置届（2部、ただし添付書類は1部）を提出 ※建築確認後に行ってください。
	県→設置予定者 （事務処理要領第5条第2項）	県から設置予定者へ設置届受理通知書を交付
⑦事業開始	設置者	